

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の会計処理

Q: 消費税の会計処理の方法には2通りあるようですが、どのようなものか教えてください。

また、どちらを選択する方が得なのでしょうか。

A: 消費税の会計処理の方法には、2通りあります。

- ① 購入や売上げの際に消費税に相当する額を含めて処理する方法
- ② 購入や売上げの際に消費税に相当する額を含めなくて区分して処理する方法

①の処理方法を「税込処理方式」といい、②の処理方法を「税抜処理方式」といいます。

②の「税抜処理方式」では、売上げ又は仕入れの都度、資産等の対価の額と消費税に相当する額とを区分して処理することが原則です。しかし、売上げ又は仕入れ時に税込処理をし、期末において一括して区分することも認められています。

税込処理方式と税抜処理方式のいずれを選択するかは事業者の任意となっています。

いずれの方法を採用しても納税する消費税は同額です。ただし、税込方式は、税抜処理の手間がないので処理が簡単ですが、固定資産や棚卸資産等に消費税が含まれるため、決算数値や課税所得に影響がでます。

税抜方式は、決算数値、課税所得に影響を受けることはありませんが、税抜処理の手間がかかります。

